

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣業法に基づき、マージン率について以下の通り公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣許可番号	派 1 3 - 3 1 2 9 7 0
事業所名称	アクテックス株式会社 本社
事業所所在地	東京都足立区千住旭町 7 - 1 7 V I T A R O S A 5 0 2 号

(2026 年 4 月現在)

労働者派遣者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1 日 8 時間当たりの平 均)	②派遣労働者の賃金 (1 日 8 時間当たりの平 均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
2	1	42,800	24,382	43.0%

マージン率について

派遣先よりアクテックス株式会社に支払われる派遣費用から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率がマージン率になります。

マージン率に含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得にかかる賃金（派遣先への請求はなし）
運 営 費	健康診断費	一般健診および生活習慣予防検診の受診費用
	募集費用	労働者の募集にかかる求人媒体費
	就業管理費	派遣労働者の就業に関する費用 （教育訓練・事務管理費等）
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険、有給休暇費用、会社運用費用を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

- 個人情報保護講習
- 情報セキュリティ講習

3. その他、参考と認められる事項

派遣としての就業、正規雇用社員としての就業に関わりなく、すべての制度を利用可能です。

4. 労働者派遣法第 30 条の 4 条 1 項の労使協定に関する事項について

- 労使協定を締結しているか否か : 締結済み（従業員代表）
- 労使協定対象労働者の範囲 : すべての派遣労働者
- 労使協定の有効期間の終期 : 2027 年 3 月 31 日

以上